

東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ（第2次）」（素案）
 についてのパブリックコメント実施結果

募集期間：平成27年11月16日（月）～平成27年12月5日（土）

受付件数：3名

項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
<p>■たばこに関する目標の表現について</p>	<p>「たばこの害から健康を守るまち」という目標について、たばこ税という形で市の財政に貢献していることや、マナーを守っている多くの愛煙家がいるにもかかわらず、一方的に市民に害を与えているような言葉は修正すべきである。</p>	<p>本計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条に基づき策定をしております。</p> <p>たばこに関することとしては、同法第25条に受動喫煙の防止の規定があります。同法第7条第一項の規定に基づく「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（平成24年7月10日厚生労働省告示第430号）では、喫煙および受動喫煙は生活習慣病の予防可能な最大の危険因子と位置づけ、受動喫煙防止対策やたばこの健康影響や禁煙についての教育・普及啓発等の取組を推進することとしています。</p> <p>また、禁煙支援マニュアル（第二版）（平成25年4月1日厚生労働省健康局がん対策・健康推進課）では、「喫煙による推定死亡者数に匹敵する危険因子は高血圧のみであり、喫煙と高血圧が日本人の死亡に大きく寄与している」「喫煙者の減少により、中長期的には医療費が削減できると推定された」と記載されています。</p> <p>東京都においては、「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月東京都福祉保健局保健政策部健康推進課）にて、「成人の喫煙率を下げる」という分野別目標を掲げ、区市町村は「喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を行う」等の取組を推進することとしています。</p> <p>このような国および東京都の方針に基づいて本計画は策定しています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国としては受動喫煙防止対策の強化が求められています。</p>

<p>■喫煙率の目標の数字について</p>	<p>喫煙率の目標について、たばこはあくまで合法的な嗜好品であり、喫煙するかしないかは個人の判断によるものである。個人の嗜好に対して、市が特定の数字に導こうとするのは問題である。目標の数字は削除すべきである。</p>	<p>目標の数字については、国の目標値や東京都の指標を参考に、本計画の数値目標を設定しております。</p>
<p>■「適切な分煙」と「屋内禁煙」について</p>	<p>取組の方向性について、たばこを吸う人も吸わない人もマナーを守って共存していくためにも、一律的な屋内禁煙ではなく、より一層の喫煙者に対するマナー啓発とともに「適切な分煙」という施策を推進すべきである。また、屋外の話であるが、東久留米駅の周辺にも市の指定喫煙場所をきちんと設けるべきである。</p>	<p>「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日健発0225第2号厚生労働省健康局長通知)では、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」としています。健康日本21(第2次)では、「受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少」を目標として掲げています。</p> <p>また、WHO たばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン「たばこ煙にさらされることからの保護」では、「たばこ煙にさらされることから保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、特定の空間または環境から喫煙とたばこ煙を完全に排除しなければならない」としています。</p> <p>本計画では、受動喫煙による健康への影響についても考慮し、吸う人を規制するのではなく、吸わない人の健康を守るために「屋内禁煙」としております。</p>
<p>■ハーブ、麻薬などへの対策について</p>	<p>ハーブ、麻薬などへのアプローチは健康プランにあるか。</p>	<p>東京都においては、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」(平成17年3月31日条例第67号)を施行する中で、危険ドラッグ等の薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>市としては、薬物濫用防止の啓発として、駅や市役所庁舎等へ、東京都から提供のあったポスターの掲示や、市ホームページへ東京都の情報の掲載などを実施しております。</p>